

■事件の概要■

Xは日本の経済法を研究する米国の弁護士であり、ある経済犯罪事件の裁判の傍聴にあたり、裁判所に一般傍聴席でメモを取ることを許可を求めた。ところが裁判所はこれを認めなかったため、Xは研究の阻害による精神的損害の賠償を求めて出訴し、これが、憲法二一条、国際人權規約B規約一九条二項の保障する、知る権利を害し、また、憲法八二条の裁判傍聴権を害したと主張した。この主張に對して、裁判所はどのように対応すべきであるか。

最新判例運覧室

刑事裁判の傍聴人は審理内容をメモする権利を有するか

江橋 崇 國法政大教授

■争点■

① 一般傍聴席でメモを取る行為は、知る権利の行使形態として憲法または国際人權規約により保障されるのか。
② 憲法八二条は裁判傍聴を権利として認めたものか。そうだとした場合に、その権利にはメモを取る権利が含まれると解されるか。

■裁判所の判断■

① 一般公衆に対して、裁判の内容につき認識する機会を与えることは、裁判の適正を図るのみならず、表現の自由(知る権利)を実質的に保障するものと考えられるが、裁判の内容を認識する自由は、憲法上は、五官の作用により右内容を認識するための機会を付与することにより、必要かつ十分に充足される。他方、法廷におけるメモ行為は、右認識内容を記憶し、のちにこれを表現する際の精度を高めるための補充行為と言ふべきものであり、公正な裁判の運営に影響を及ぼす危険性もあるから、憲法上保障された権利ではない。国際人權規約一九条もこれと同趣旨である。

② 憲法八二条の裁判公開は、裁判の対審及び判決については、不特定かつ相当数の者が自由に裁判を傍聴し得る状態において行わなければならない旨をその内容とする制度的保障にすぎず、その結果、裁判の傍聴を希望する者が直接に法廷で行われている手続を

見聞することが許されるのは、制度的保障の効果に基づく反射的な利益を享受しているにすぎない。憲法八二条は個々具体的な私権の発生原因とするとはできない。メモの採取については、訴訟指揮の主宰者である裁判長が、当該事件の内容、訴訟関係人の状況、メモ採取の目的、メモを許可した場合の審理への影響等を勘案した上でその許否を決定する権限を有する。

■解説■

1 裁判の公開原則は、本教室ですでに一度触れた(八七年三月号参照)ように、裁判が公権力の行使であり、国民の知る権利の対象となるという事情に由来する。この権利は一般傍聴人のメモ作りの自由を含むが本問のポイントである。

判決は、知る権利が、五官の作用によって裁判の内容を認識する機会を付与すれば、「必要かつ十分に充足され」、メモを取るのには、認識内容を記憶し、のちにこれを表現する際の精度を高めるための補充行為に過ぎないという。さらに厳密に言えば、いまだ内容も形式も確定していない将来の行為の準備となろう。判決の理解は、取材の自由を軽んじて「今だいたいこの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材」とした「石井記者事件」判決(最大判昭27・8・6刑集六卷八号九七四頁)の論理にきわめて近く、④最大決昭33・2・17刑集一二巻

二五三頁(北海タイムス事件)、⑩最大決昭44・11・26刑集二三卷一四九〇頁(博多駅テレビフィルム提出命令事件)、⑪最判昭53・5・31刑集三二卷三三四五七頁(沖縄密約電文漏洩事件)などの判例の流れと矛盾する。メモは取材の自由の内容であり、知る権利の保障に含まれる。制限されることはありえても、権利性までが否定されてはならない。

次に、傍聴席でのメモの採取には、禁止されるべき弊害があるか。一般論としていえば、公判廷の秩序維持、訴訟関係人の利益保護からする制限は許容される(④判決)が、制限の範囲は必要最小限で権利の衡量はアド・ホックになされるべきである(⑩⑪判決)。本判决ではバラシシングの結果が示されていない。特異な例である。

2 憲法八二条は単なる制度的保障で、国民の傍聴は権利ではなく法の反射的利益に過ぎないとする判旨は不当である。同条から具体的請求権が生じると解することは困難であるが、抽象的権利の発生は十分に考えられる(佐藤幸治・憲法)。裁判所法、刑事訴訟法、刑事訴訟規則などの関連条文は、内容いかんでは違憲となりうるし、具体的な禁止処分も同様である。判決の立論は狭きに失する。

参考文獻) 特集「裁判の公開——傍聴人のメモ」自由と正義八六年二月号、沢川孝六「法廷におけるメモ」判例タイムス五五三号七九頁。(えはし・たかし)